

庄原市国保



保険税の算定方法と 税率が変わります！ 「後期高齢者支援分」を新設

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

●平成20年度の税率

税率等		平成20年度	平成19年度
医療分	所得割	4.4%	6.2%
	資産割	20.4%	30.0%
	均等割	17,500	22,000
	平等割	14,500	22,000
	賦課限度額	(470,000円)	530,000円
後期高齢者 支援金分 (新設)	所得割	1.8%	
	資産割	9.6%	
	均等割	6,700	
	平等割	5,600	
	賦課限度額	(120,000円)	
介護分 (40~64歳 までの方)	所得割	1.4%	1.4%
	資産割	9.7%	9.7%
	均等割	8,600	8,600
	平等割	4,500	4,500
	賦課限度額	90,000円	90,000円

※地方税法施行令の改正により、医療分および後期高齢者支援金分の限度額はカッコ書きの金額になる予定です。

納期（納付回数）を10期から8期に変更

	仮算定分納期	本算定分納期	納付回数
平成19年度まで	5月～6月	7月～2月	10回
平成20年度から	なし	7月～2月	8回

国民健康保険税の賦課区分は、これまでの医療分と介護分に加え、平成20年度から後期高齢者支援金分が新たに設けられました。これは、本年4月から発足した、75歳以上の人を対象とする「後期高齢者医療制度」を支援するため、74歳以下の皆さんに負担していただくものです。

●年金からの特別徴収（天引き）開始
地方税法の改正により次の要件に該当する方は、4月分の年金から保険税を天引きしています。
世帯主が国保被保険者で国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯
ただし、(ア)世帯主が国保被保険者以外の場合、(イ)年金額が18万円未満の場合、(ウ)介護保険料との合算額が天引きする年金額の2分の

保険税の納付方法と納期が変わりました

1を超える場合は、普通徴収（納付書での納付、口座振替）となります。
●保険税の暫定賦課を廃止
本年度から保険税の暫定賦課を廃止しました。これまでは、保険税の基礎となる所得が確定するまでの間（5月、6月）は、暫定的に前年度の保険税額を基礎として暫定賦課し、所得が確定した7月に本算定を行っていました。しかし、月ごとの納付額を均一化し、より分かりやすい算定方法にするため、本年度

から7月の本算定に一本化します。
これに伴い、納入通知書の送付は通常年1回となります。（8期分を1冊にまとめて、7月中旬に発送します）

医療費が増加し、 国保会計の財政状況 が悪化しています

高齢化や高度医療技術の進展などにより、医療費は年々増えています。一方、国民健康保険世帯の所得が減少していることから、保険税収入が減少しています。

このまま医療費が増え続け、また保険税収入が伸び悩みと税率の見直しが必要となります。
日常の健康管理や早期受診に努め、上手な受診で医療費の増加を抑えましょう。

